

大野城市公園利活用基本計画

令和6年

大野城市

第1章 はじめに

1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の期間	2
1-4	推進管理	3
1-5	人口の特徴	3
1-6	計画の対象施設	5

第2章 公園の現状と評価

2-1	公園の役割	10
2-2	公園の維持管理状況	11
2-3	利用状況別公園の実態	12
2-4	公園の市民ニーズ	15
2-5	公園の評価	18
2-6	公園評価の活用	28

第3章 公園の課題と地区別の特徴

3-1	公園の課題	29
3-2	地区別の特徴	32

第4章 基本方針・施策の展開

4-1	公園利活用に向けた基本方針	33
4-2	市民共働の公園づくり	34
4-3	地域・民間事業者の自由な公園活用	39
4-4	公園の廃止・統合	43

第5章 公園利活用に向けた合意形成

5-1	公園利活用に向けた流れ	46
-----	-------------	----





1-1 計画策定の背景と目的

本市は昭和53（1978）年度に「緑のマスタープラン」を策定し、公園用地の確保と公園の誘致圏の考え方を示し公園緑化施策の展開を進めてきました。平成12（2000）年度に公園の利用実態調査を行い、公園のあり方の方向性を示した上で、「緑の基本計画」を策定しました。

緑の基本計画策定から、約20年が経過し本市を取り巻く社会情勢は大きく変わってきており、公園のあり方も、整備・運営方法を見直す必要があります。近年では、令和4（2022）年に国土交通省が「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を設置しました。その中で都市公園新時代の基本的な考えは「使われ活きる公園」を目指すべきとし、公園のストックを地域の資産と捉え、能動的・機動的取り組みで地域の価値を高めること、公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、楽しみ方を広げること、パートナーシップの公園マネジメントを実践し共有資産である公園を核に街づくりの関心を高めることを提言しています。

本市では、令和3（2021）年度に公園の利用実態調査を実施し、公園利活用に向けた計画を策定するに至りました。本計画は、利用実態調査の分析結果及び市民の声から明らかとなった本市公園の課題を踏まえて、近年の少子高齢化等の社会情勢の変化や、多様化する市民ニーズに応えるため、公園のあり方について見直し、市民と行政が共に手を取り合いながら、魅力的な公園をつくり、また、地域コミュニティの「にぎわい」と「やすらぎ」の実現を図ることを目的とします。

● 計画のめざす将来像

市主体の公園管理から、地域・民間連携による自律的な公園活用への転換を目指します。

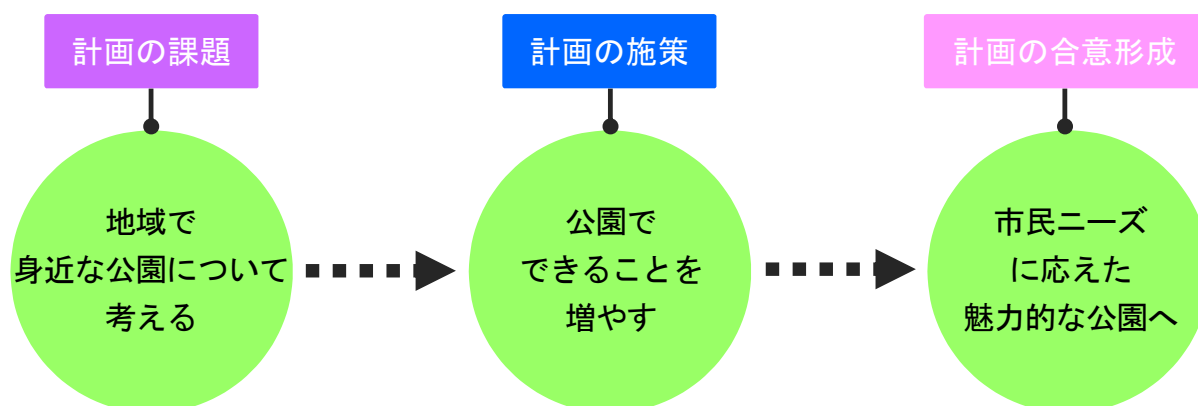


図1-1 計画のめざす将来像



1-2 計画の位置付け

本計画は、本市の公園利活用に向けての基本方針として位置付けるとともに、「第6次大野城市総合計画」を上位計画とし、関連計画と連携・整合を図った計画とします。

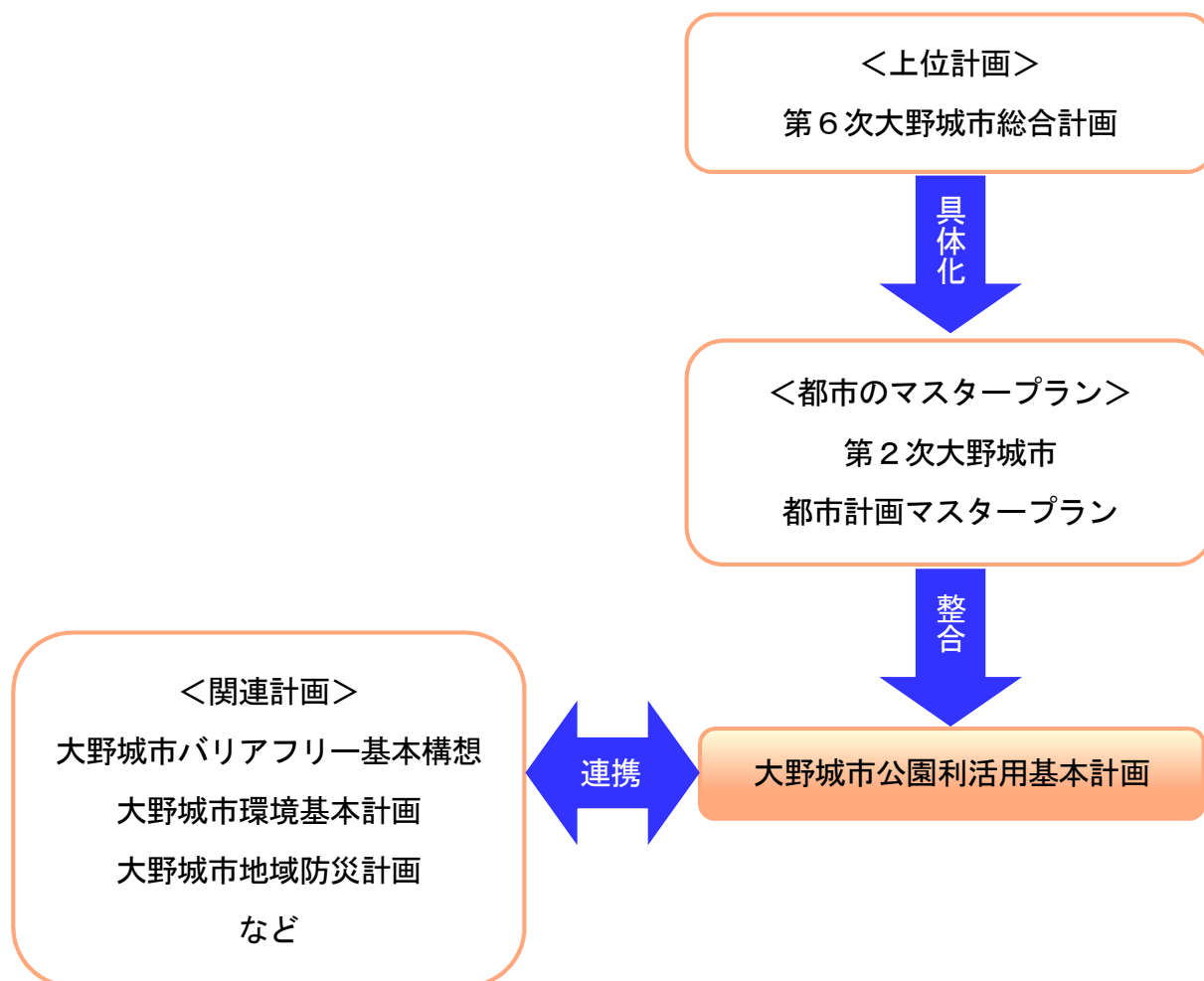


図 1-2 計画の位置付け

● 上位・関連計画の整理

「第6次大野城市総合計画」、「第2次大野城市都市計画マスタープラン」における都市環境・景観の基本的な方針としての公園・緑地の考え方は、「配置や利用促進、維持管理方法等について、地域住民や民間事業者等、多様な主体との連携を行いながら、地域の特性や市民ニーズに応じた柔軟な整備・活用を進める」ものとしています。

1-3 計画の期間

計画期間は令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とし、公園に対する市民ニーズや人口の変化を考慮しながら、法改正や社会的背景の変化が生じた場合は、状況に応じた計画の見直しを図っていきます。

1-4 推進管理

本計画では、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の一連のフローを実施するPDCAサイクルに基づき、評価（CHECK）において、その都度、市民の声や大野城市の情勢を鑑みた計画の見直しを継続的に行っていきます。

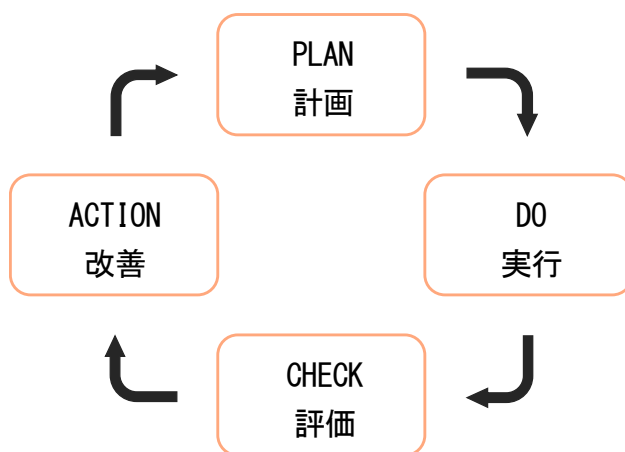
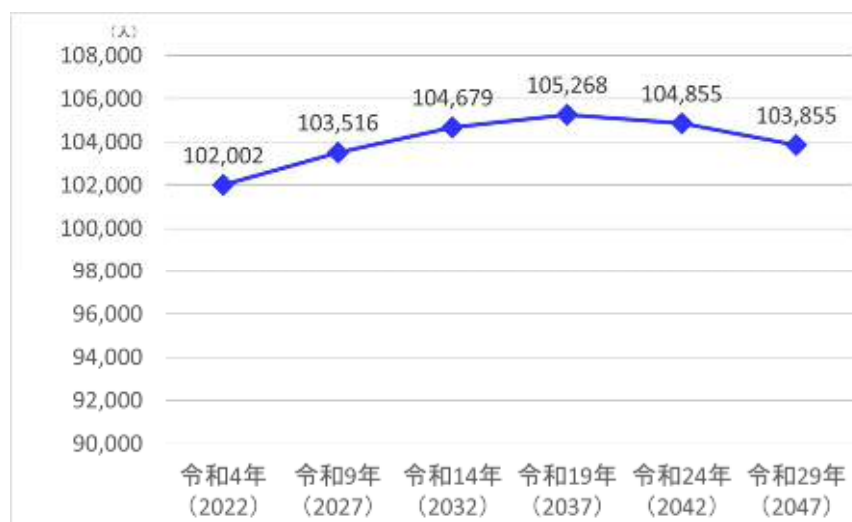


図 1-3 PDCA サイクル概略図

1-5 人口の特徴

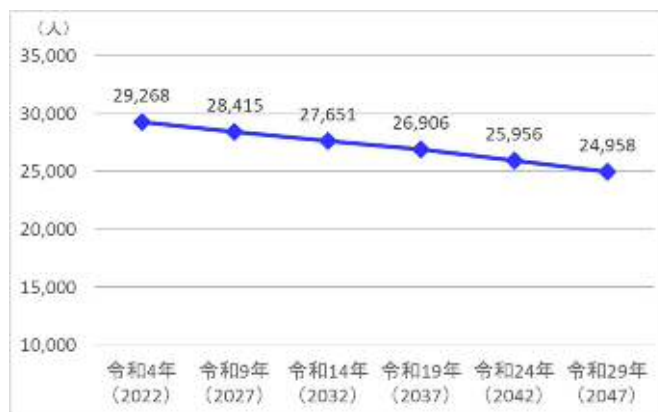
本市の人口については、平成 28（2016）年には 10 万人に到達しており、今後の人口予測は、令和 19（2037）年に人口 105,268 人までに増加し、その後、緩やかに減少していく見込みです。

地区コミュニティ別については、東地区、北地区、中央地区の人口は増加傾向にありますが、一方で、高齢化が進む南地区は、緩やかに減少していく見込みです。

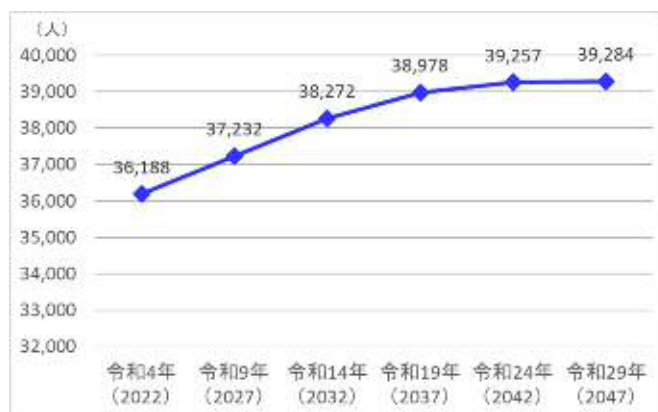


出典：第6次大野城市総合計画 後期基本計画より作成
図 1-4 大野城市人口推計

● 南地区



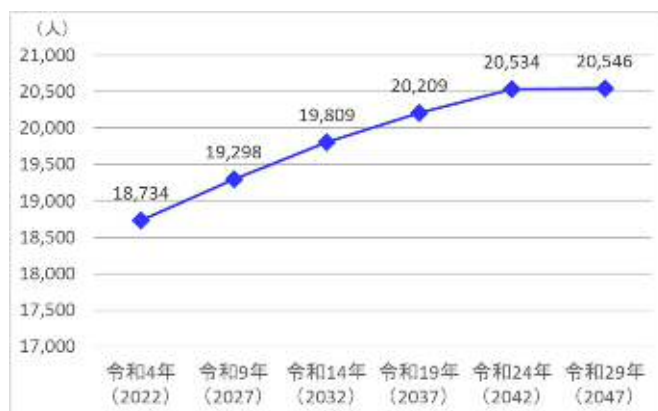
● 中央地区



● 東地区



● 北地区



出典：第6次大野城市総合計画 後期基本計画より作成
図1-5 地区コミュニティ別人口推計

1－6 計画の対象施設

本計画の対象施設は、本市が管理する公園等 167 か所のうち、公園面積が比較的広く市外の利用者も含めて広域に利用されている総合公園、地区公園、近隣公園などを除く、地域に根付いた街区公園規模の公園（**街区公園・都市緑地・児童の遊び場・その他（未告示公園）**）を利活用の対象とします。

本市の市民一人当たりの公園面積は 12.7 m²（令和 6（2024）年 3 月末現在）です。

表 1－1 本市管理の公園等施設（令和 6（2024）年 3 月末現在）

※計画の対象施設

公園種別			箇所数
都市公園	都市基幹公園	総合公園	2
	住区基幹公園	地区公園	2
		近隣公園	7
		街区公園 ※	122
	特殊公園		1
	都市緑地 ※		13
	緑道		1
都市公園以外	児童の遊び場 ※		4
	神社境内		7
	その他（未告示公園） ※		8

都市公園：大野城市都市公園条例施行規則に規定された公園。

都市公園以外：児童の遊び場や神社境内、その他として都市公園条例施行規則に規定されていない公園や広場。

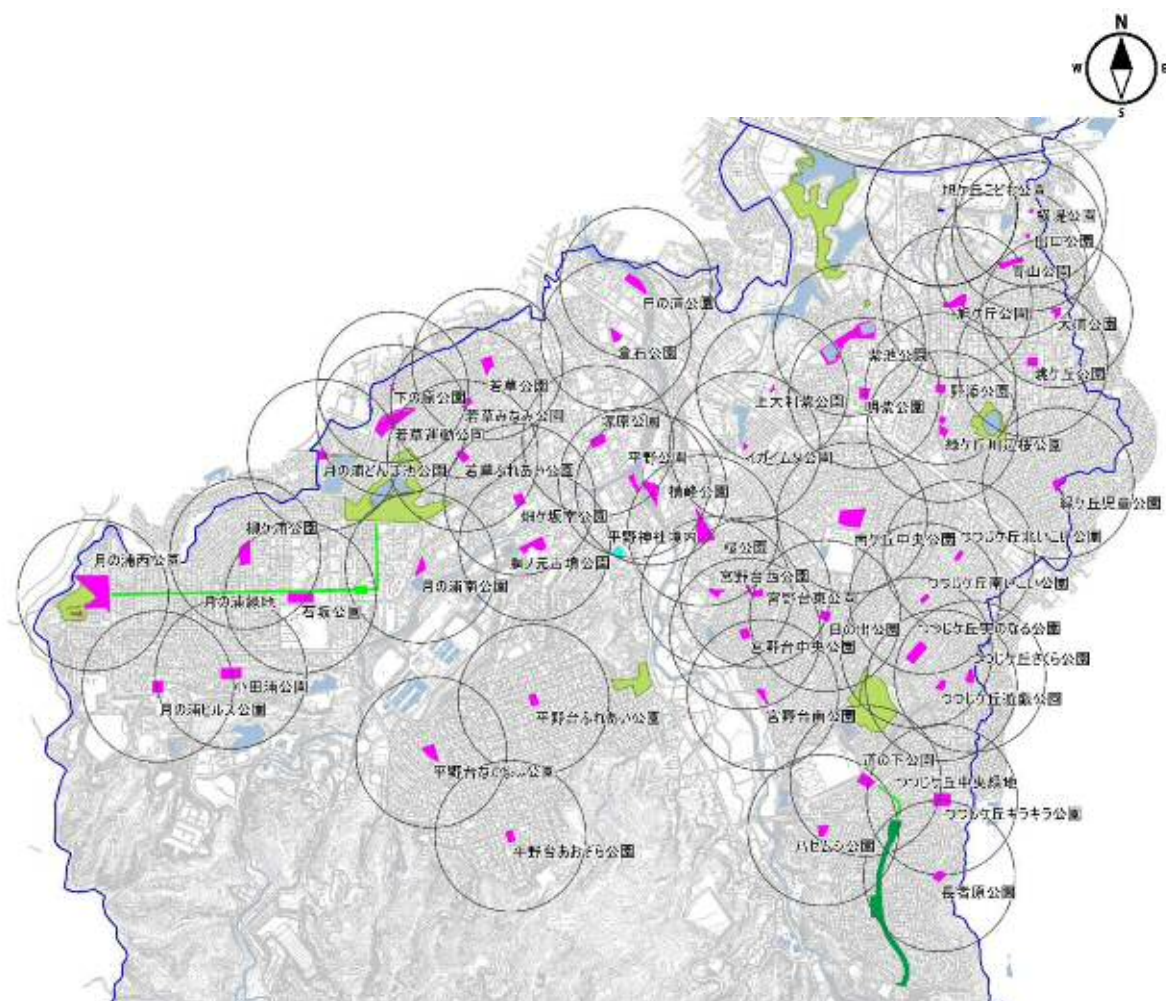
表 1－2 都市公園の種別（住区基幹公園）

種別	内容	誘致距離
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする敷地面積 4 ha（40,000 m ² ）を標準とした公園。	－
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする敷地面積 2 ha（20,000 m ² ）を標準とした公園。	500m
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする敷地面積 0.25ha（2,500 m ² ）を標準とした公園。	250m

誘致距離：公園の利用を想定する範囲を表す。

● 公園の位置図（令和 6（2024）年 3 月末現在）

誘致距離図（南コミュニティ）



凡 例

地区公園・近隣公園	児童の遊び場
街区公園	神社境内
特殊公園	その他
都市緑地	誘致距離
緑道	

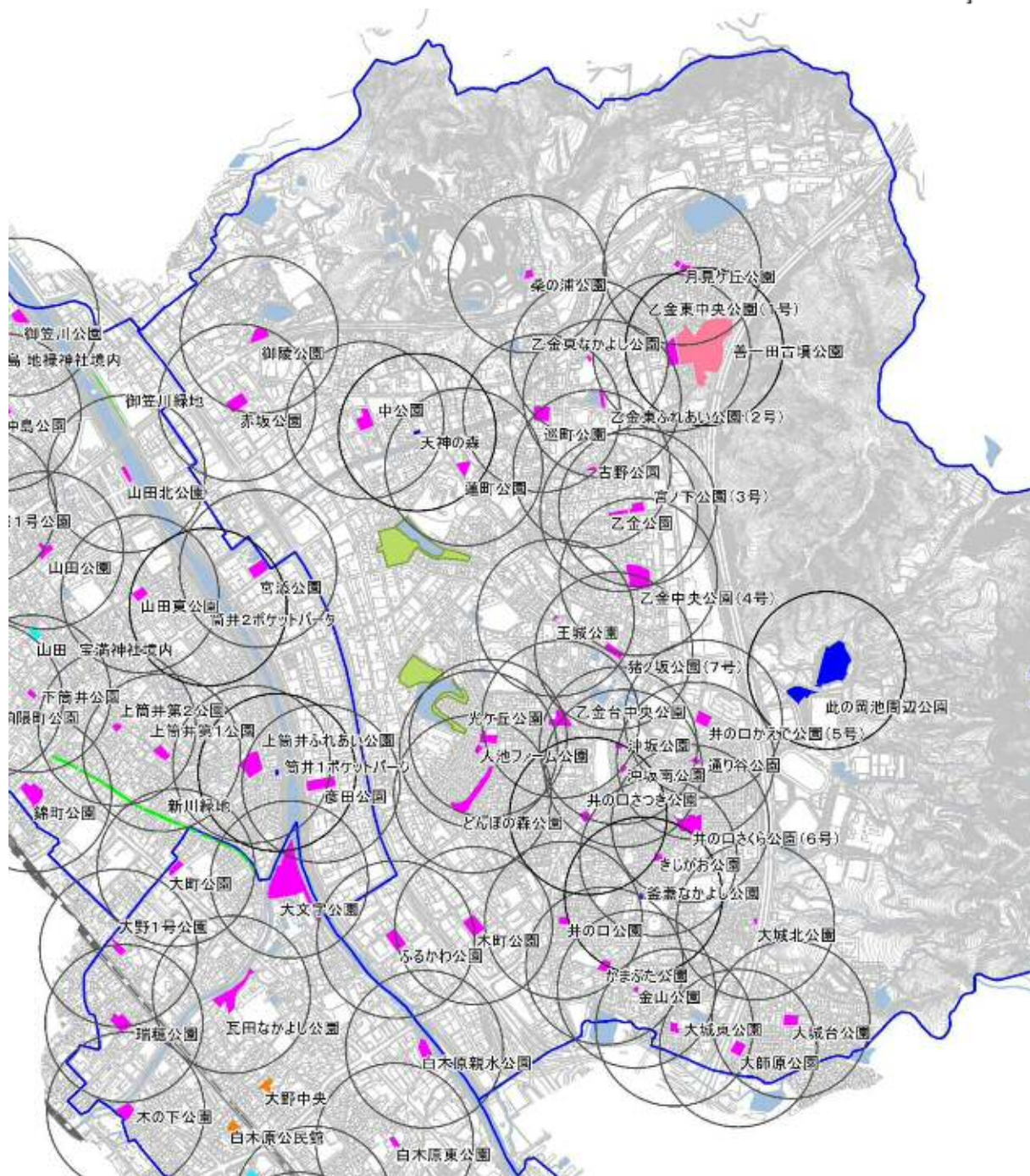
第1章

はじめに



 地区公園・近隣公園	 児童の遊び場
 街区公園	 神社境内
 特殊公園	 その他
 都市緑地	 誘致距離
 緑道	

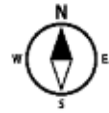
誘致距離図（東コミュニティ）



凡 例

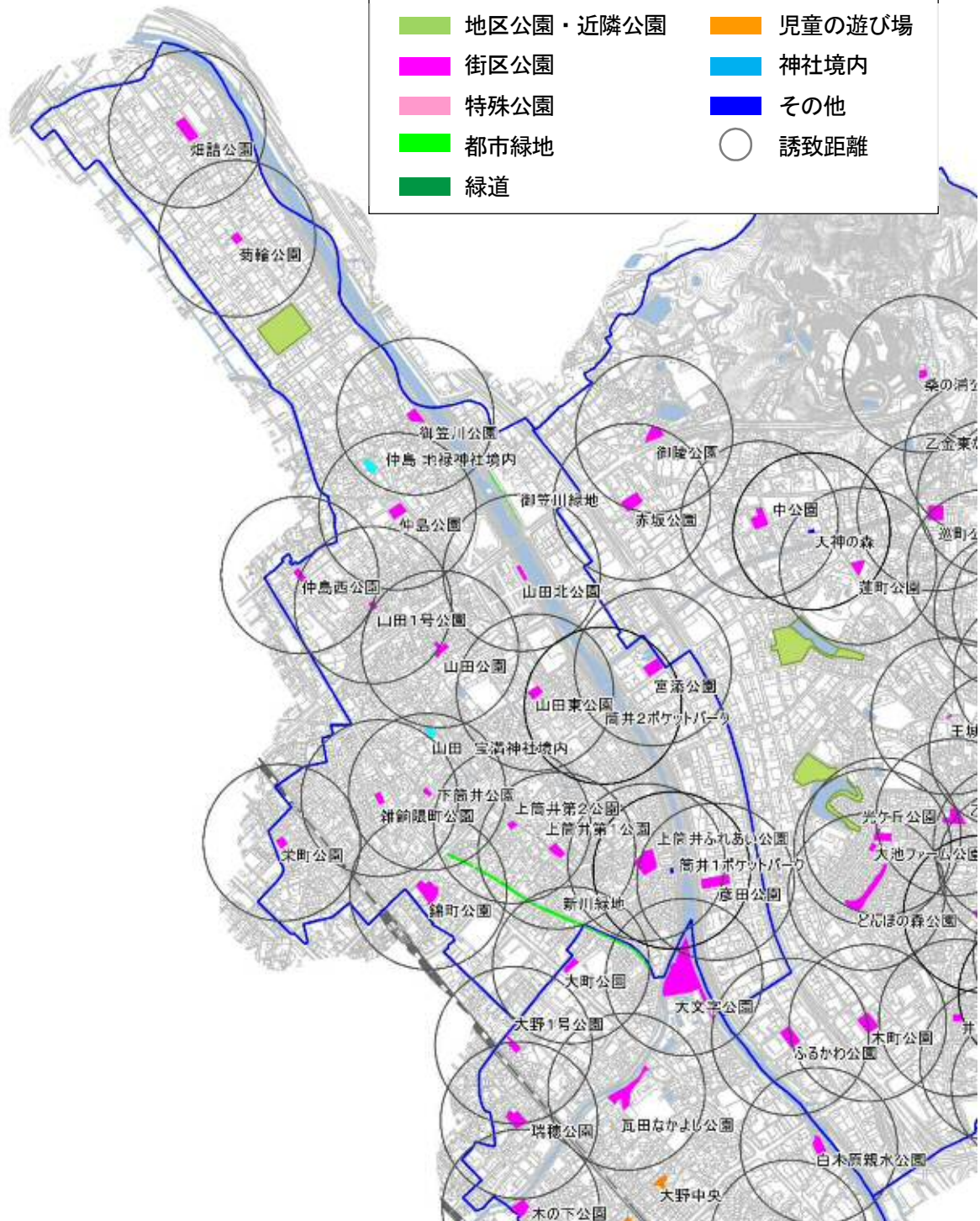
地区公園・近隣公園	児童の遊び場
街区公園	神社境内
特殊公園	その他
都市緑地	誘致距離
緑道	

誘致距離図（北コミュニティ）



凡 例

 地区公園・近隣公園	 児童の遊び場
 街区公園	 神社境内
 特殊公園	 その他
 都市緑地	 誘致距離
 緑道	



第2章 公園の現状と評価



2-1 公園の役割

公園は市民の憩いの場や避難所等、市民生活にきわめて密着した都市施設です。公園利活用にあたっては、公園の多面的な機能を理解することが必要です。

本市においては、高齢者の健康増進のためのグラウンドゴルフやこどもたちの遊びの場、地域の夏祭り等のほか、災害時は「一時（いつとき）避難場所」として利用しています。また、平成29（2017）年度には園名板の整備を行い、公園に親しみを持ってもらおう取り組みを行なっています。

<存在効果>

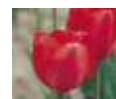
公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等の都市構造にもたらされる効果

- ①都市形態規制効果
- ②環境衛生的効果
- ③防災効果
- ④心理的效果
- ⑤経済的效果
- ⑥自然環境保全効果
- ⑦生物の生息環境保全効果

<利用効果>

公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果

- ①休養・休息の場
- ②こどもの健全な育成の場
- ③競技スポーツ、健康運動の場
- ④教養、文化活動等様々な余暇活動の場
- ⑤地域のコミュニティ活動、参加活動の場
- ⑥災害から生命、身体を守る場



2-2 公園の維持管理状況

市内の公園は、限られた財源の中で、表2-1に示す「大野城市公園、緑地等管理要綱」に基づき、市民と行政が協力し、その安全な利用と適切な保全を行ってきました。また、本市を代表とする総合公園のようなスポーツ、レクリエーション施設は市が委託した指定管理者による日常点検・管理を行っており、幅広い年齢層が利用しています。

少子高齢化や地域の担い手不足などの影響により、地域による管理が十分に行き届かなくなった街区公園を地域の団体が公園利用の幅を広げて日常の清掃、除草を行っている公園も見られます。表2-2は本市公園において、地元区や地域活動の団体等が管理している公園で、を示します。



地域による公園清掃の様子

表2-1 公園や緑地等の維持管理区分（大野城市公園、緑地等管理要綱より）

区分		遊具の修理 及び点検	樹木の育成	清掃、除草
近隣公園		市	市	市
街区公園	3,000 m ² 以上	市	市	市
	3,000 m ² 未満	市	市	受益地区
緑地		市	市	市
児童の遊び場		市	市	受益地区
神社境内等の児童の遊び場		市	—	受益地区

緑地：大野城市都市公園条例施行規則に規定された都市緑地を表す。

表2-2 管理状況

公園	種別	管理
どんぼの森公園	街区公園	どんぼの森を育てる会
ふるかわ公園	街区公園	おおのじょう緑のトラスト協会
若草運動公園	街区公園	若草区園芸部
つつじヶ丘実のなる公園	街区公園	実のなる公園推進会

2-3 利用状況別公園の実態

本市公園の現状と課題抽出を目的として、令和3（2021）年度に実施した街区公園等（146 か所）の利用実態調査の結果を示します。利用実態調査については、利用状況等を把握するため、計画の対象施設ではない特殊公園（1 か所）、緑道（1 か所）、神社境内（7 か所）の調査を行ないました。

表2-3 利用実態調査対象箇所

公園種別	箇所数
街区公園	121
特殊公園	1
都市緑地	6
緑道	1
児童の遊び場	4
神社境内	7
その他	6

● 平日及び休日別の公園利用者数

公園の平日の利用者総数は4,088人、休日利用者数は5,596人、総計9,684人です。休日利用者数が平日利用者総数と比較して1.37倍増加しています。

表2-4 公園利用者数 単位：人

公園種別	箇所数	平日利用者	休日利用者
街区公園	121	3,262	4,700
特殊公園	1	5	28
都市緑地	6	290	245
緑道	1	43	50
児童の遊び場	4	69	154
神社境内	7	311	329
その他	6	108	90
合 計	146	4,088	5,596

● 年齢別の公園利用者数

年齢別については、小学生の利用が多く、次いで成人となっています。高齢者の利用は、平日の利用者数が休日を上回っており、他の年齢層とは異なっていることが特徴であり、また、中高生は平日・休日共に全体の6%程度と利用頻度は低い傾向にあります。

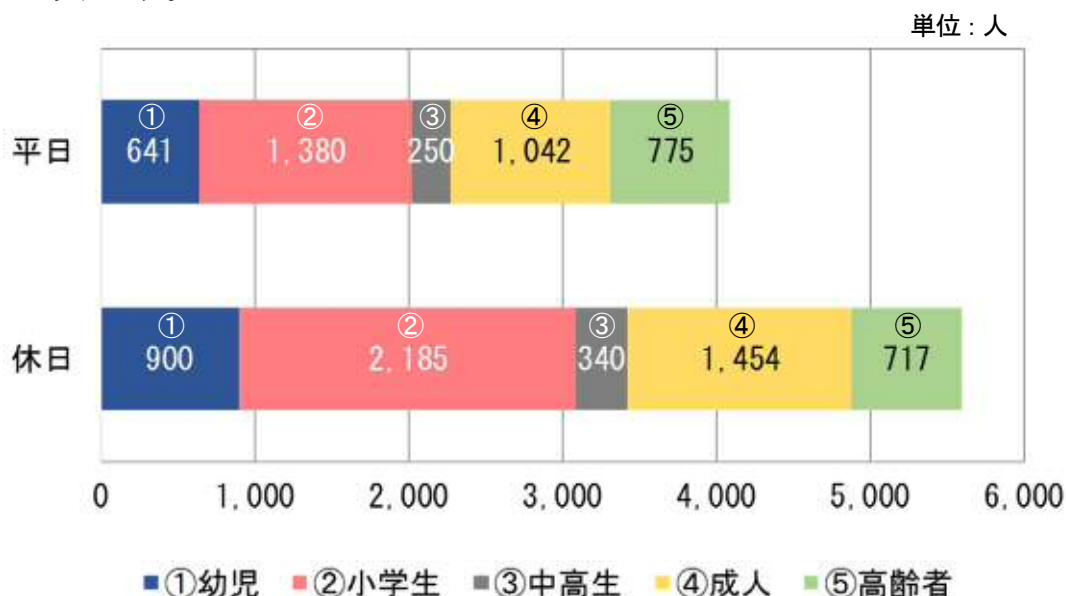


図2-1 年齢別—利用者数

● 利用内容別の公園利用者割合

利用内容別については、平日・休日共に遊具以外の遊びが最も多く、次いで遊具となっており、また、平日、土日祝日の利用内容に差がない傾向にあります。

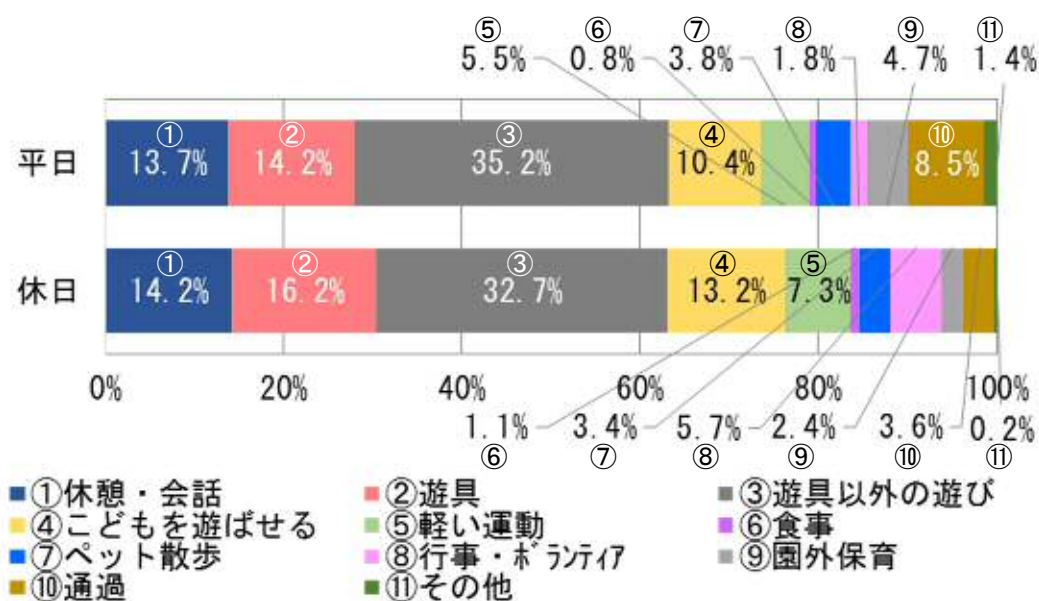


図2-2 利用内容別—利用者割合

● グループ構成別の公園利用割合

グループ構成別については、平日は単身の利用、休日では家族・子連れが最も多く、平日と休日では、グループ利用に変化が見られます。

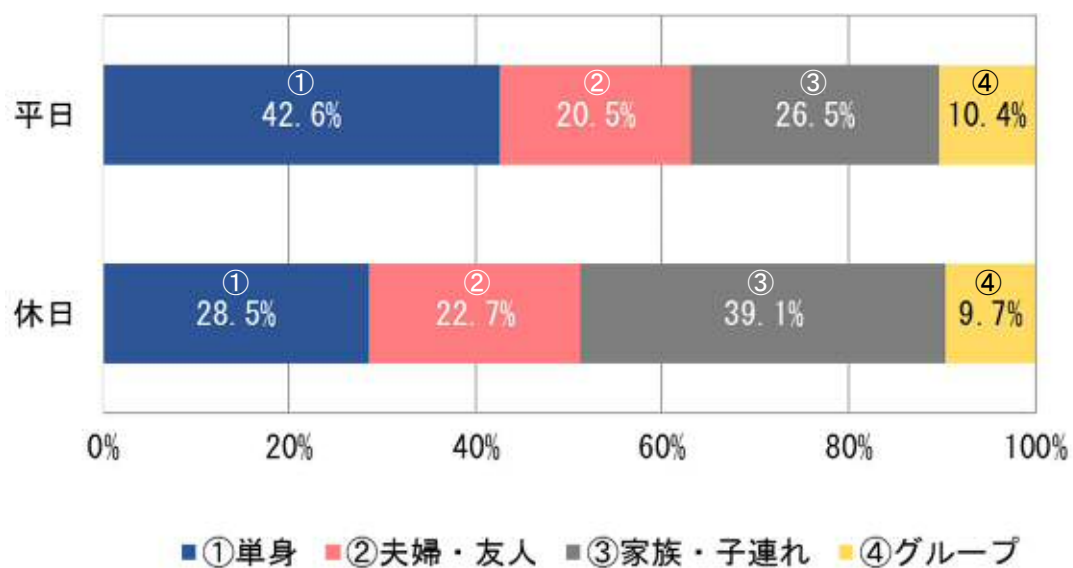


図 2 - 3 グループ構成別一利用者割合

2-4 公園の市民ニーズ

利用実態調査において、利用者からのヒアリング調査（177人）を集計・分析した結果を示します。

● 公園の選定理由

公園選定理由については、近いが最も多く、次いでこどもを遊ばせるためになっています。また、その他自由回答では、要因として、運動（グラウンドゴルフ・ゲートボール）や公園の近傍にある施設（公民館、病院、幼稚園）があげられています。

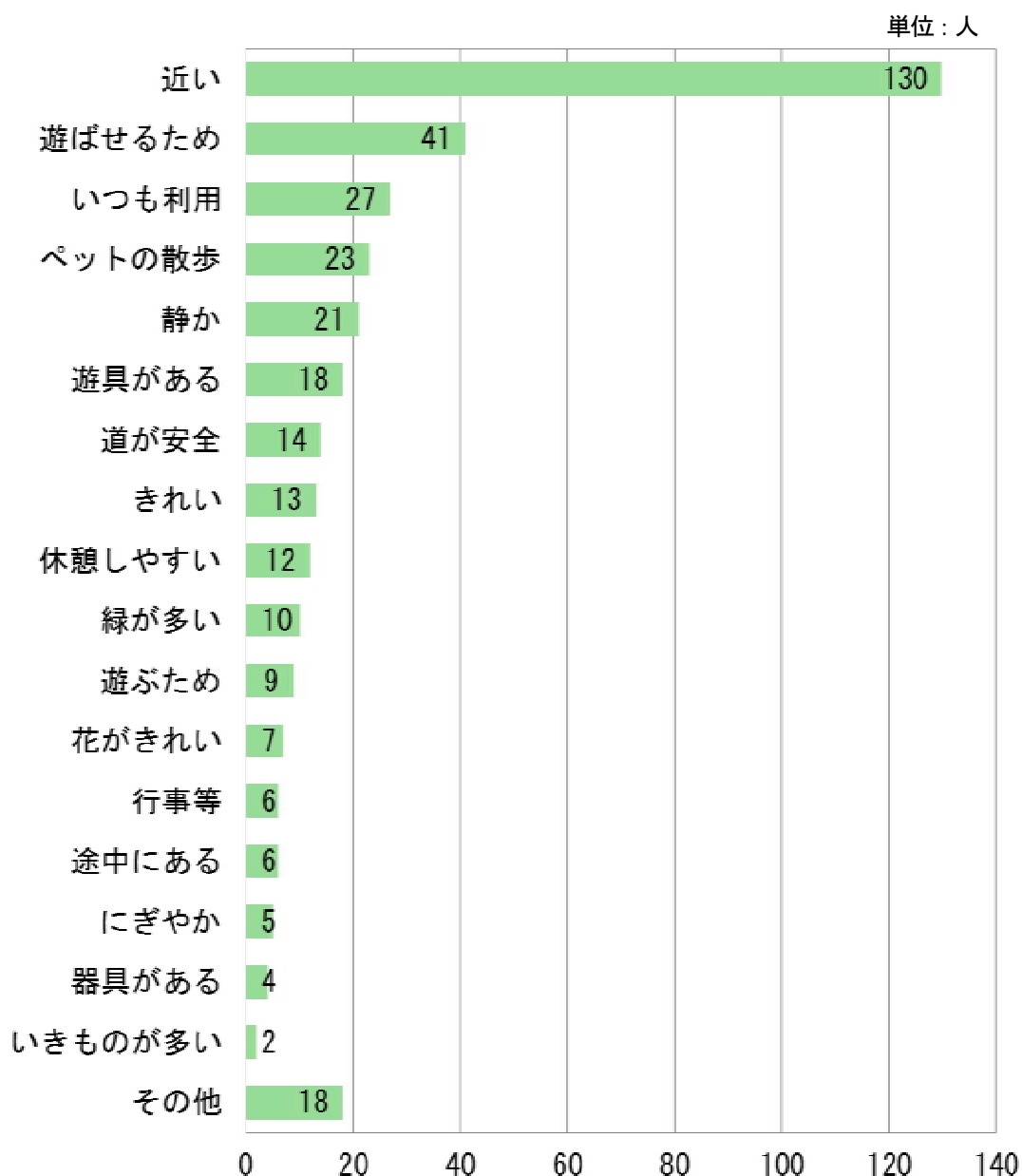


図2-4 公園選定理由

● 公園の利用頻度

公園の利用頻度については、週2～3回程度が最も多く、また、1週間以内の利用が全体の約75%となっています。

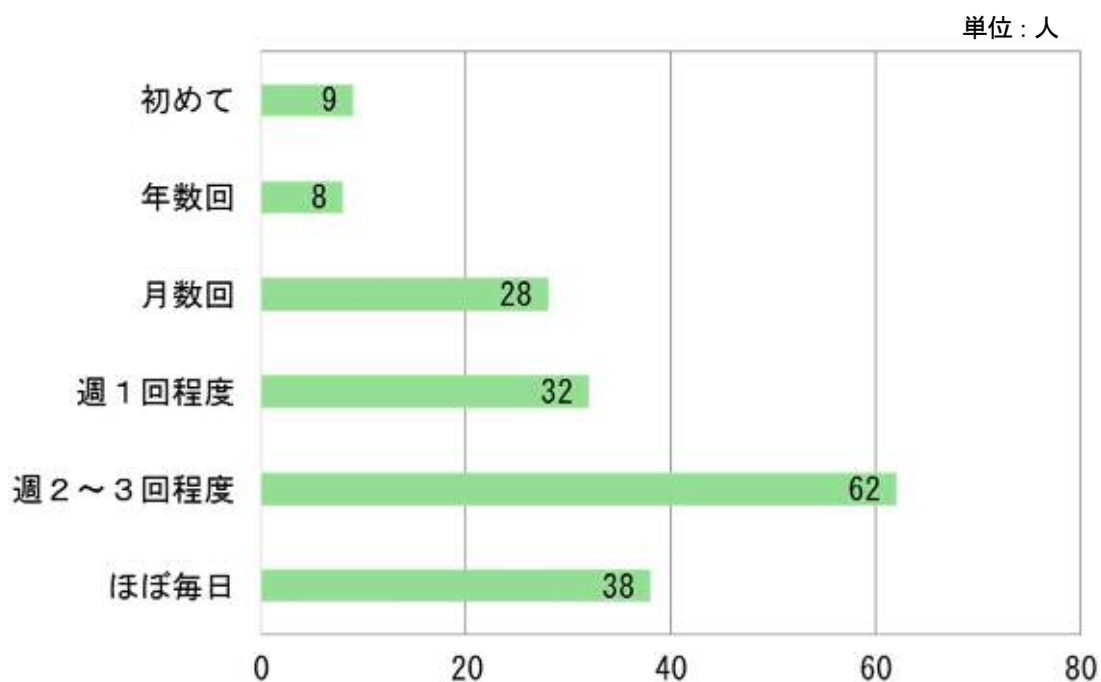


図2－5 利用頻度

● 公園の利用時間帯

公園の利用時間帯については、午前中が最も多く、次いで夕方となっています。また、朝と夕方といった複数利用も見られます。

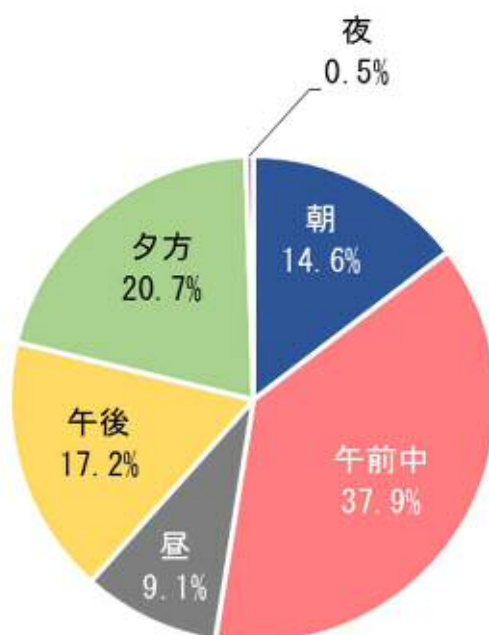


図2－6 利用時間帯

● 公園までの移動手段

公園までの移動手段については、徒歩が 84%を占めています。次いで自転車・バイクとなっています。また、公園までの移動時間は 10 分以内が 90%を占めており、公園の誘致距離が利用される上で要因となっています。

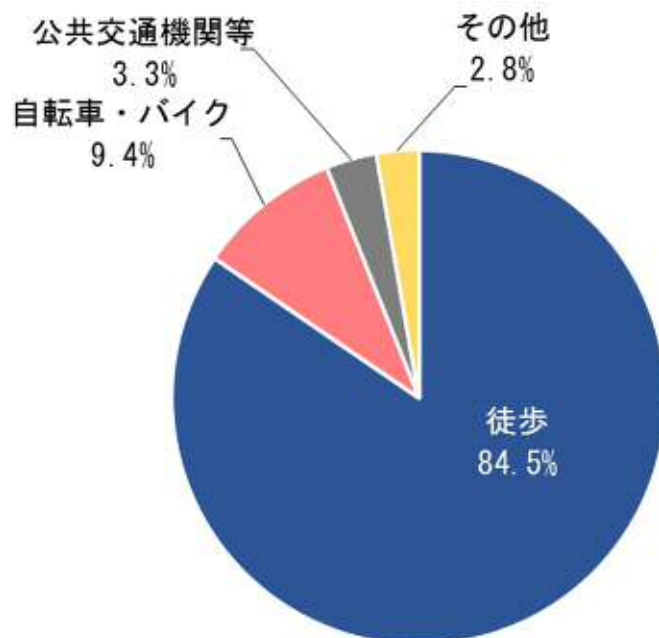


図 2-7 公園までの移動手段

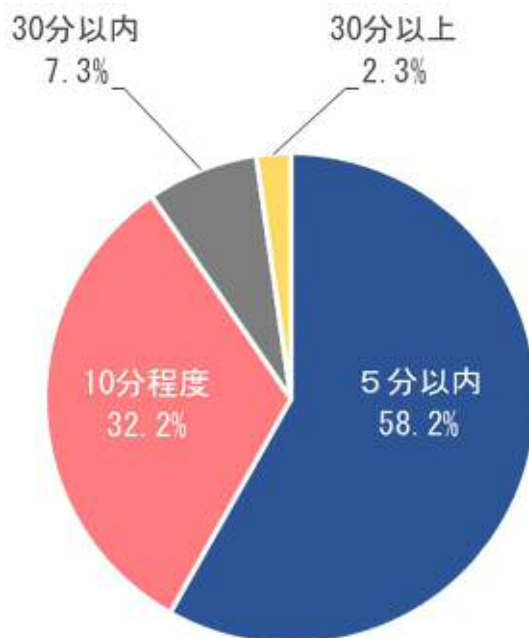


図 2-8 公園までの時間

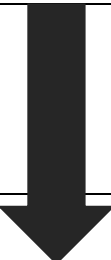
2-5 公園の評価

利用実態調査の利用者数並びにヒアリング調査を基に、評価項目を定め、公園別の点数付け及び行政区の聞き取りなどから、存続、要改善、要検討を分類し、本市公園における利活用の検討を進めていきます。

表 2-5 公園評価項目

評価項目	評価内容	評価要素
利用性	楽しさ	遊具状況
	使いやすさ	距離
活動性	活力	利用状況/人口
	持続性	年齢別人口
	祭り・イベント	実施の有無
快適性	緑	花木状況
	過ごしやすさ	面積・形状
	バリアフリー	段差の有無
イメージ性	安全	クレーム数
	清潔さ	維持管理回数
	歴史	沿革
	吸引力	周辺立地施設
公益性	多様性	年齢別利用者/人口
	防災性	水飲み場他
	管理性	維持管理費用

表 2-6 公園評価の流れ

利実態調査・ヒアリング調査	<利用実態調査概要> 調査期間：令和3年11月 調査時間：午前7時から午後7時まで 調査回数：2回（平日1回、休日1回） <ヒアリング調査概要> 公園の選定理由 公園の利用頻度 公園の利用時間帯 公園までの移動手段
分類	公園評価項目 行政区間き取り 公園誘致距離
公園評価	 存続 75 公園 要改善 58 公園 要検討 13 公園

● 公園評価

「存続」は十分に利用されていますが、更なる利用促進を図ります。

「要改善」は十分な利用がされていないため、利用促進を図ります。

「要検討」は廃止・統合の検討を含めて、利用促進を図ります。

● 公園評価に基づく優先順位

「要検討」、「要改善」、「存続」の順で利活用の検討を進めていきますが、市民ニーズなどの状況に応じて評価結果に限らず優先順位の入替えや、複数の公園の利活用を総合的に進めていきます。

● 行政区別の評価結果

行政区別の公園評価結果を示します。

南地区（１／３）

【牛頸区】公園名	種別	面積	公園評価
イガイムタ公園	街区公園	337	要改善
宮野台中央公園	街区公園	1,005	存続
宮野台東公園	街区公園	1,014	要改善
宮野台西公園	街区公園	1,021	要改善
宮野台南公園	街区公園	1,496	要改善
畑ヶ坂南公園	街区公園	1,186	要改善
胴ノ元古墳公園	街区公園	2,141	要改善
横峰公園	街区公園	2,650	存続
平野公園	街区公園	1,000	存続
塚原公園	街区公園	1,544	要改善
平野神社境内	神社境内	1,902	存続

【若草区】公園名	種別	面積	公園評価
若草ふれあい公園	街区公園	1,044	存続
若草運動公園	街区公園	5,518	存続
若草みなみ公園	街区公園	1,029	存続
若草公園	街区公園	1,564	要改善
下の原公園	街区公園	259	要改善
倉石公園	街区公園	1,000	存続
日の浦公園	街区公園	999	存続

【平野台区】公園名	種別	面積	公園評価
平野台ふれあい公園	街区公園	1,747	存続
平野台なかよし公園	街区公園	994	要改善
平野台あおぞら公園	街区公園	990	要改善

南地区（2／3）

【月の浦区】公園名	種別	面積	公園評価
石坂公園	街区公園	2,850	要改善
小田浦公園	街区公園	2,499	要改善
月の浦南公園	街区公園	1,120	要改善
柳ヶ浦公園	街区公園	2,589	要改善
月の浦西公園	街区公園	14,103	存続
月の浦ヒルズ公園	街区公園	1,404	要改善
月の浦どんぼ池公園	街区公園	730	存続
月の浦緑地	都市緑地	9,318	要改善

【南ヶ丘1区】公園名	種別	面積	公園評価
青山公園	街区公園	1,720	存続
緑ヶ丘児童公園	街区公園	1,200	要検討
旭ヶ丘公園	街区公園	1,881	要改善
緑ヶ丘川辺桜公園	街区公園	1,268	要検討
眺ヶ丘公園	街区公園	991	存続
野添公園	街区公園	605	存続
上大利紫公園	街区公園	388	要検討
大浦公園	街区公園	677	要検討
紫池公園	街区公園	2,305	要改善
明紫公園	街区公園	1,145	存続
横堤公園	街区公園	169	要検討
出口公園	街区公園	162	要検討

【南ヶ丘2区】公園名	種別	面積	公園評価
日の出公園	街区公園	1,055	存続
南ヶ丘中央公園	街区公園	4,822	存続
桜公園	街区公園	4,016	存続

南地区（3／3）

【つつじヶ丘区】公園名	種別	面積	公園評価
つつじヶ丘実のなる公園	街区公園	2,519	要改善
つつじヶ丘キラキラ公園	街区公園	2,386	要改善
つつじヶ丘北いこい公園	街区公園	560	存続
つつじヶ丘南いこい公園	街区公園	526	要検討
つつじヶ丘遊戯公園	街区公園	789	要検討
つつじヶ丘さくら公園	街区公園	1,285	存続
道の下公園	街区公園	1,514	存続
ハセムシ公園	街区公園	967	要改善
長者原公園	街区公園	1,001	要改善
つつじヶ丘中央緑地	都市緑地	1,072	存続
つつじヶ丘中央緑道	緑道	13,436	要改善

中央地区（1／2）

【上大利区】公園名	種別	面積	公園評価
大野城駅西口公園	街区公園	1,003	要改善
かみおおりぶらんこ公園	その他	117	要改善
上大利 老松神社境内	神社境内	3,508	要改善
上大利 薬師神社境内	神社境内	555	存続

【中大利区】公園名	種別	面積	公園評価
大利公園	街区公園	1,320	存続

【下大利区】公園名	種別	面積	公園評価
白木原公園	街区公園	159	要改善
下大利矢倉 1 号公園	街区公園	324	要改善
下大利矢倉 2 号公園	街区公園	661	存続
下大利くすのき公園	街区公園	2,697	存続
下大利矢倉 1 号緑地	都市緑地	202	要検討
下大利矢倉 2 号緑地	都市緑地	31	要改善
下大利 老松神社境内	神社境内	1,182	存続

【東大利区】公園名	種別	面積	公園評価
大野 3 号公園	街区公園	1,089	存続
下大利児童の遊び場	児童の遊び場	502	存続

【下大利団地区】公園名	種別	面積	公園評価
下大利団地広場	その他	3,407	存続

中央地区（２／２）

【白木原区】公園名	種別	面積	公園評価
白木原南公園	街区公園	426	要改善
白木原東公園	街区公園	537	存続
白木原中央公園	街区公園	2,357	存続
白木原親水公園	街区公園	3,413	存続
白木原公民館	児童の遊び場	472	存続
大野中央児童の遊び場	児童の遊び場	845	要改善
大野城駅前児童の遊び場	児童の遊び場	319	要検討
白木原 地祿神社境内	神社境内	1,087	存続

【瓦田区】公園名	種別	面積	公園評価
瑞穂公園	街区公園	1,419	存続
大野１号公園	街区公園	975	要改善
大町公園	街区公園	878	要改善
大文字公園	街区公園	7,283	存続
瓦田なかよし公園	街区公園	3,194	存続
木の下公園	街区公園	1,749	存続

東地区（1／2）

【釜蓋区】公園名	種別	面積	公園評価
木町公園	街区公園	2,291	要改善
大城北公園	街区公園	173	要改善
かまぶた公園	街区公園	1,411	存続
大城東公園	街区公園	360	要改善
大城台公園	街区公園	1,395	存続
大師原公園	街区公園	1,296	存続
きじがお公園	街区公園	564	要改善
金山公園	街区公園	194	存続
ふるかわ公園	街区公園	2,206	要改善

【井の口区】公園名	種別	面積	公園評価
井の口公園	街区公園	610	存続
通り谷公園	街区公園	419	存続
井の口さくら公園	街区公園	3,122	存続
井の口かえで公園	街区公園	1,500	存続

【中区】公園名	種別	面積	公園評価
赤坂公園	街区公園	2,194	要改善
桑の浦公園	街区公園	668	要改善
中公園	街区公園	2,380	存続
蓮町公園	街区公園	741	要改善
御陵公園	街区公園	3,007	存続
天神の森	その他	235	要検討

東地区（2／2）

【乙金区】公園名	種別	面積	公園評価
王城公園	街区公園	114	要改善
巡町公園	街区公園	2,188	要改善
乙金公園	街区公園	491	存続
古野公園	街区公園	223	要改善
猪ノ坂公園	街区公園	1,266	存続
乙金中央公園	街区公園	4,652	存続
宮ノ下公園	街区公園	1,090	存続
此の岡池周辺公園	その他	25,565	要改善

【乙金台区】公園名	種別	面積	公園評価
乙金台中央公園	街区公園	2,327	存続
沖坂公園	街区公園	348	要改善
沖坂南公園	街区公園	288	要改善

【乙金東区】公園名	種別	面積	公園評価
月見ヶ丘公園	街区公園	791	要改善
乙金東中央公園	街区公園	2,516	存続
乙金東ふれあい公園	街区公園	615	存続
乙金東なかよし公園	街区公園	91	要検討
善一田古墳公園	特殊公園	10,984	存続

【大池区】公園名	種別	面積	公園評価
光ヶ丘公園	街区公園	2,159	存続
大池ファーム公園	街区公園	412	要検討
どんぼの森公園	街区公園	8,109	要改善

北地区（1／2）

【上筒井区】公園名	種別	面積	公園評価
上筒井第1公園	街区公園	373	存続
上筒井第2公園	街区公園	501	存続
彦田公園	街区公園	2,536	存続
上筒井ふれあい公園	街区公園	3,687	存続
宮添公園	街区公園	3,780	存続
新川緑地	都市緑地	8,199	存続
筒井1ポケットパーク	その他	184	要改善
筒井2ポケットパーク	その他	150	要改善

【下筒井区】公園名	種別	面積	公園評価
錦町公園	街区公園	3,200	存続
下筒井公園	街区公園	470	要改善

【山田区】公園名	種別	面積	公園評価
山田1号公園	街区公園	415	要改善
山田公園	街区公園	1,256	存続
山田東公園	街区公園	1,100	存続
山田北公園	街区公園	1,287	要改善
御笠川緑地	都市緑地	1,300	存続
山田 宝満神社境内	神社境内	777	要改善

【雑餉隈町区】公園名	種別	面積	公園評価
雑餉隈町公園	街区公園	774	要改善

【栄町区】公園名	種別	面積	公園評価
栄町公園	街区公園	660	存続

北地区（2／2）

【仲島区】公園名	種別	面積	公園評価
仲島公園	街区公園	1,787	存続
仲島西公園	街区公園	815	存続
仲島 地祿神社境内	神社境内	1,061	要改善

【畑詰区】公園名	種別	面積	公園評価
畑詰公園	街区公園	2,600	存続
菊輪公園	街区公園	497	要改善
御笠川公園	街区公園	1,413	要改善

2－6 公園評価の活用

公園評価結果が示すとおり、本市公園は地区別、行政区別においても、それぞれ評価結果が異なり、抱える課題も多様にあります。公園利活用の基本的な考え方については、公園評価結果の課題を分類・整理し、身近な公園が有する課題を当てはめます。市は課題解決に向けた取り組みとして、公園ごとの特性を踏まえ、地域と共に公園を使いこなしていくために、公園でできることを明確に示します。

本計画は市民の公園に対する興味・関心を高めて自ら公園の活用の幅を広げることを目指します。

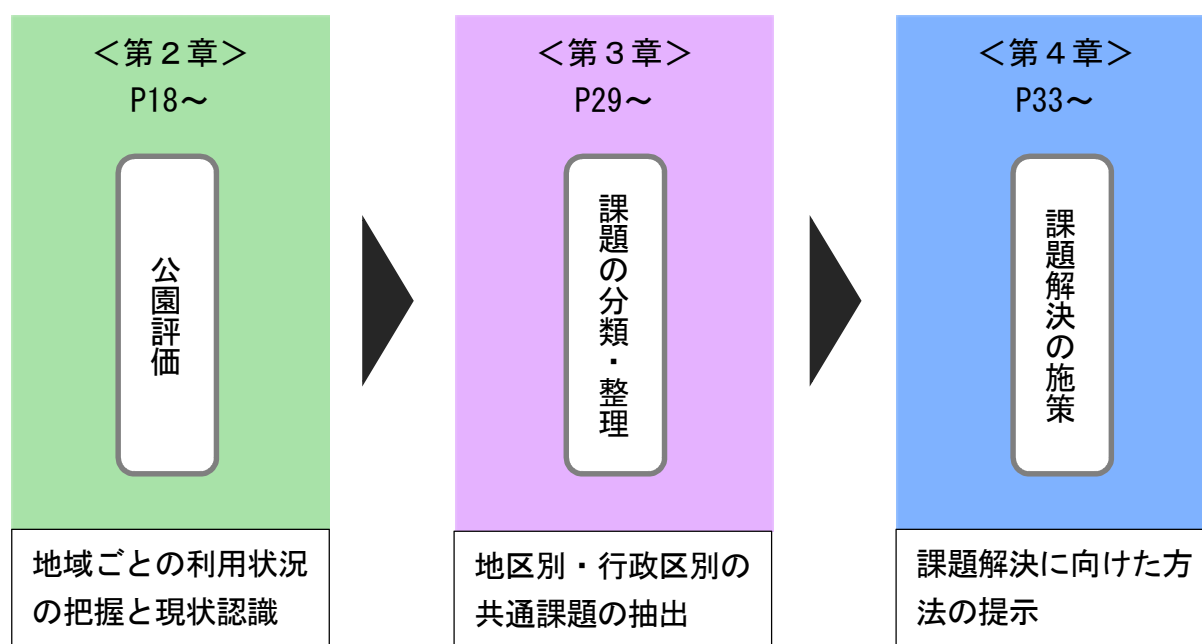


図2－9 公園利活用の基本的な考え方

第3章 公園の課題と地区別の特徴



3-1 公園の課題

公園立地による課題

見通しの悪い奥まった公園は、公園への出入口が1か所のため、散歩の経路としても利用しにくいことや、防犯の観点からも利用されていない傾向があります。公園の規模に関わらず、見通しがよく近隣施設に幼稚園や小学校がある場合は、誘致距離に関係なく、一定の時間帯で利用頻度が高い傾向があります。

公園立地の状況によっては、出入口の見通しを改善して、地域での交流の場になるように集しやすい施設にすることが必要です。また、戸建て住宅地に囲まれて高齢化が進み、利用者のニーズに合っていない遊戯施設が整備されている場合は、地域の実情に合った誰もが利用しやすい遊戯施設の設置やベンチ・東屋等の休養施設に変更・追加することで立ち寄りやすくなる可能性があります。

公園立地による課題の多くは、宅地開発時整備された小さな公園と高齢化が進んだことで実情に合わなくなった施設であるため、施設整備によって集客力が見込まれるのかを検討のうえ、見込まれない場合は、災害時の一時避難場所の機能等を総合的に判断し、廃止・統合を検討する必要があります。



奥まった公園で道路からの見通しが悪いため、散歩経路としても利用されない。



大きな公園ではないが、見通しがよく、近隣保育園からの利用者が多い。

<課題のまとめ>

- 公園の形状（見通しの悪い公園）と安全・安心との関係
- 近隣施設（幼稚園、保育園、学校等）と誘致距離との関係
- 利用者のニーズと施設状況の関係



公園使用による課題

公民館に隣接している公園、広場としての面積が確保されている公園については、地域の夏祭り、どんど焼き等のイベント時に、人が集まり、にぎわいの場所となっています。そのような場所は、近隣公園のような敷地面積はなくても、ボール遊びを中心として幅広い用途で公園が利用されています。一方で、利用者が多い公園には、騒音、民地への物損等の被害の声が寄せられており、行政が定めた禁止事項を基に注意していることから、苦情・要望に応じた一律の行政ルールが利用者の自由度を遮り、使いづらい場所となっている場合があります。市内の公園を一律に制限するのではなく、地域住民と公園利用者との間で公園ごとのルールを取り決め、地域での声かけや見守りの環境づくりを図る必要があります。

また、近年、犬の運動・休憩場所のドッグランや、火気を用いたバーベキュー等の更なる公園利用の市民ニーズが高まっています。行政のみならず地域とコミュニケーションを取り、管理運営が行える民間事業者やボランティアスタッフ等の幅広い人との連携が必要となっています。



ボール遊びがフェンスの破損や公園の外に飛び越えて近隣住民への迷惑行為になっている場合がある。



火気を用いたイベントは、煙や臭いの影響があるため、近隣住民に対しての十分な周知や理解が必要となる。

<課題のまとめ>

- 地域を代表とする施設と行事・イベント開催との関係
- 地域住民と公園利用者との関係
- 行政ルールと自由な公園利用との関係

公園管理による課題

公園管理については、地元区で草刈り機の調達、有志への声かけを行っている場合が多く見られます。草刈り時期はおおむね年2回のクリーンシティの時期に合わせて行われており、地域住民は地元区の草刈り後の草の袋詰め等を行っています。有志が集まらず、地元区の役員で草刈りを行っている地域では対応に苦慮している現状もあります。一方で、地域住民が定期的に自主清掃を行うなど、愛着を持って公共施設を利用していることも見られます。市民共有の場所として、愛着を持った公園の清掃活動の更なる活動の幅を広げるために、サポート体制の充実を図る必要があります。

また、年数が経過した公園では、樹木が成長し、周囲からの見通しが悪くなるだけでなく、落葉期には地域住民での清掃では対応しきれない落ち葉が隣接する住宅へ吹き込み、公園のイメージが悪くなっている場合があります。インターロッキング等の経年劣化で雑草が繁茂している箇所は、清掃効率の低下や清掃頻度の増加につながっています。植栽や園路等の施設の構造を見直すことで、清掃頻度の削減を促し、地域での管理がしやすい公園を提供する必要があります。



高木の成長が近隣住民の落ち葉の清掃の負担になっているだけでなく、隣接する住宅への吹き込みもある。



インターロッキングからの雑草が伸びることで、見栄えが悪く管理がしにくい。

<課題のまとめ>

- 地域の清掃活動と公共施設の愛護との関係
- 樹木の成長と清掃頻度との関係
- 植栽や園路等の施設の老朽化と清掃効率との関係

3-2 地区別の特色

南地区	南地区は、土地区画整理事業や宅地開発で整備され、戸建て住宅に囲まれた公園が多い傾向にあり、整備から年数が経過しているため、人口構成は高齢化が進んでいます。本市の一人当たり公園面積が最も高いのも南地区となります。公園数は多いものの、その多くは同様の施設が設置され、利用者のニーズに合わないため、利用される公園が偏っています。
中央地区	中央地区は、集合住宅が多く立地しており、人口が集中しているため、各区の公園は均等に利用されている傾向にあります。人口一人当たりの公園面積が最小の地区であり、行政区によって公園の立地や面積に偏りがあることから、神社、児童の遊び場も活用されているのが特徴となります。今後、西鉄電車の高架下に新たにスペースが創出されることで、利用状況に変化が現れる可能性があります。
東地区	東地区は、土地区画整理事業や宅地開発で整備され、戸建て住宅に囲まれた公園が多い傾向にあります。近年の土地区画整理事業により整備された公園は、若い世代に利用されている傾向にありますが、以前からの宅地開発で整備された公園のうち面積が狭いものや奥まった場所に立地している公園は、ほとんど利用されていない傾向にあります。
北地区	北地区は、戸建て住宅と集合住宅、事業所が混在しています。公園の面積・箇所数共に最小の地区で、人口一人当たりの公園面積も中央地区に次いで小さいです。利用状況は、集合住宅や戸建て住宅に囲まれているため、各区の公園は均等に利用されている傾向にあります。今後、西鉄電車の高架下に新たにスペースが創出されることで、利用状況に変化が現れる可能性があります。

第4章 基本方針・施策の展開



4-1 公園利活用に向けた基本方針

第3章の P29 から P31 の下段に挙げている本市公園の課題解決に向けて、使いやすい、にぎわいのある公園にするために、これまでの行政が中心となる公園運営だけではなく、地域住民、地元区、民間事業者等と協力・連携し、児童数や高齢者数なども勘案しながら、多種多様なアイデアを取り入れた新しい公園を生み出していきます。

また、公園立地の課題で未利用となっている一部の公園については、廃止・統合の検討も進めていきます。

公園の課題

公園立地・公園使用・公園管理

P29
↓
P31

<市民共働の公園づくり>

地域の求める公園に市民と共に変えていきます

- 施策① 遊具の集約・変更 (P35)
- 施策② 休養施設の整備 (P36)
- 施策③ 地域の状況に応じた公園づくり (P37)
- 施策④ 地域の清掃活動の推進と樹木・設備の更新 (P38)

<地域・民間事業者の自由な公園活用>

多種多様なニーズに応える公園に活用していきます

- 施策① 指定管理者制度 (P40)
- 施策② 設置管理許可制度 (P41)
- 施策③ 公園使用許可制度と多種多様な利用目的 (P42)

<公園の廃止・統合>

使われていない公園の廃止・統合の検討を進めます

- 施策① 公園の統廃合 (P44)
- 施策② 公園区分の見直し (P45)

第4章

基本方針・施策の展開



4-2 市民共働の公園づくり

現状の公園を地域が快適に利用できるように、市民共働で公園づくりを進めていきます。利用者や地域の声を反映しやすいように、ワークショップや出前講座を開催し、地域の意見を取り入れた施設の変更や公園機能の回復を行っていきます。また、公園に関連する市事業を継続して行うことで、市民の公園に対する意識向上を積極的に図っていきます。

● 花いっぱい運動

昭和 59（1984）年度から続いている花いっぱい運動は、市民の緑化意識向上に大きく貢献しています。令和 2（2020）年度以降には、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止されたみどりの広場の代替として、市内の 3 保育所の園児を対象とした花と触れ合う機会を提供しています。市民参加による公園づくりの先行として実施してきた事業であり、今後も一層の推進を行っていきます。



保育所による花いっぱい運動の様子

● クリーンシティおおのじょう

市内の公共施設は、市の「クリーンシティおおのじょう」の呼び掛けにより、行政区単位で春と秋に環境美化活動が行われています。市民による身近な環境美化活動を通して、地域の公園はきれいな状態に保たれています。今後は地域ボランティアの方々が清掃活動を気軽に参加できるような体制を整えていきます。



クリーンシティおおのじょうの清掃活動の様子

施策① 遊具の集約・変更

本市では、長寿命化計画に基づき、総合公園から街区公園まで様々な遊具の更新を行っています。街区公園の一部では、近年の少子高齢化等による利用者層の変化等により、更新後も利用頻度が低い公園が見られます。

また、近年の社会情勢において、あらゆる世代の誰もが利用しやすい魅力的な公園を目指してインクルーシブな公園の考え方が広がっていることから、多様な意見を取り入れた公園づくりを行います。

用語（インクルーシブ）：

全てを包み込んでいるさまを表す言葉。公園においては、障がいの有無などにかかわらず、互いの違いを理解し一緒に遊べることを示す。

取組内容

- 地域で利用されていない老朽化した単体遊具を集約し、複合遊具に更新することを検討します。
- 高齢者の健康増進のために、幼児用遊具や児童用遊具を健康遊具に更新することを検討します。
- 障がいの有無や個人の特性にかかわらず、こどもたちが自分らしく遊ぶことができるインクルーシブ遊具に更新することを検討します。



こどもたちの集まる公園に機能集約した複合遊具



高齢者用の健康遊具

〈遊具集約・変更の条件〉

- 同じ行政区内の遊具に限ります。
- 新たに設置する遊具は更新対象の遊具と同規模程度とします。
- 新たに設置する遊具は公園利用に支障とならない箇所を選定します。



施策② 休養施設の整備

公園内にあるベンチは、散歩の休憩、風景の観察、友人との語らい、こどもたちの見守り等に利用されています。一方で、公園運用開始から設置されている遊具については、利用者等の変化から利用頻度が低い公園が見られます。

市民ニーズに合わせて多目的に活用できる広場と休養施設を設置することで、誰もが気軽に外出しやすい環境を整備して、高齢者や障がい者、妊産婦やこども連れの人等が憩える場所として、公園の有効活用を検討します。

取組内容

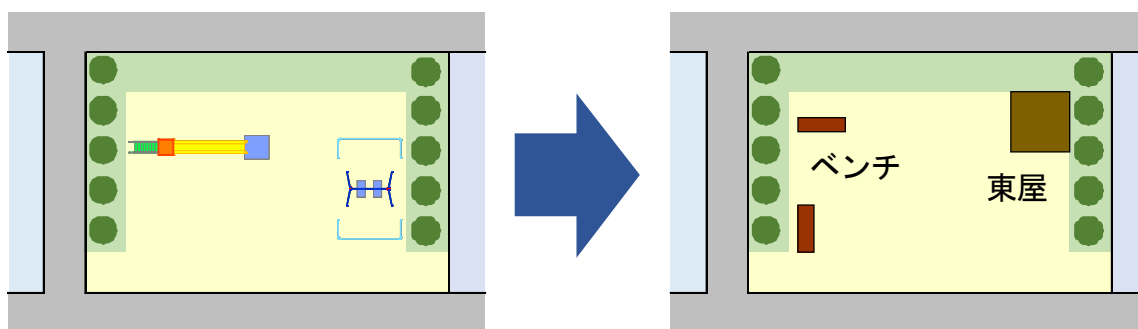
- 公園の配置や利用者属性を踏まえて、使われなくなった老朽化した遊具を撤去し、ベンチ、東屋に変更することを検討します。
- バリアフリーのまちの一部として、道路沿いに休養施設の設置を検討します。



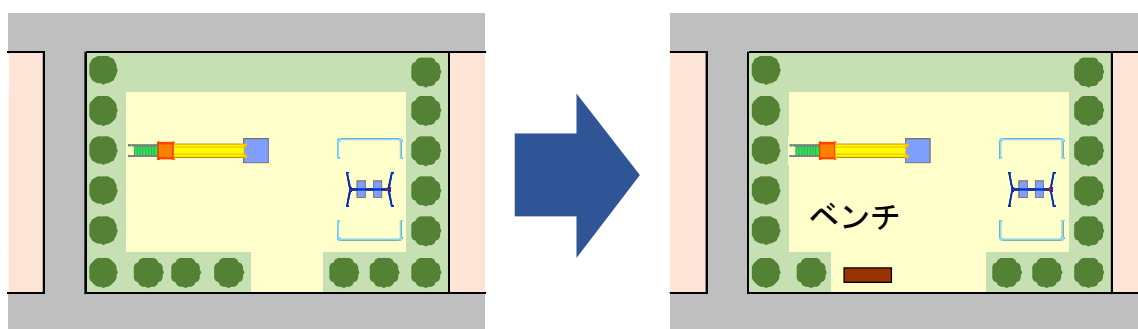
休憩場所としてのベンチ設置

<休養施設整備サンプル図>

●遊戯施設から休養施設に変更



●出入口に休養施設設置



施策③ 地域の状況に応じた公園づくり

市内の公園は行政が一律で定めたルールの下で、注意看板を設置して運用を行っています。しかし近年では、地域ごとに公園利用状況が異なり、利用マナー改善等の要望が寄せられています。

地域の状況に応じた公園にしていくために、学校教育との連携を図るとともに、地域住民自らが決めた公園の利用ルールや公園管理体制をつくり、互いにコミュニケーションを図りながら、声かけや見守りの環境づくりの活性化を進めます。

取組内容

- 地域の状況に応じた公園利用のために、地域で決めた公園の利用ルールの作成や看板製作を実施します。
- 出前講座を実施し、公園の役割や正しい使い方を啓発していきます。



公園の利用ルール看板



出前講座の様子



〈公園の利用ルール看板の設置条件〉

- 発案者は地元区を原則として、公園利用地域（協議対象の住民エリア）を選定します。なお、対象となる公園の誘致距離である、半径 250m に含まれる隣接区があれば協議の対象となります。（P46 参照）
- 地元区、市、さらに公園利用地域に含まれる場合は、隣接区も交えて公園の利用ルールを決めていきます。
- 発案者が主体となって公園利用者とコミュニケーションを図ります。
- 公園の利用者全てがルールの対象となります。

施策④ 地域の清掃活動の推進と樹木・設備の更新

これまで本市公園は地域による清掃活動が行われてきましたが、新たな市民団体の結成や公園での活動に興味を持ち、気軽に関われる体制づくりが求められています。

また、整備から30年以上経過した公園の樹木は、肥大化や密植状態での枝葉の繁茂による防犯の問題や老朽化による倒木、根の段差による通行時の転倒等、市民の安全を脅かす問題も発生しています。

愛着を持って公園の活動に取り組むために、清掃活動のサポート体制の充実と樹木のリフレッシュや再配置を検討し、快適で質の高い公園運営を進めます。

取組内容

- 市民団体の結成や参加拡大を目指すとともに、草刈り機の扱い方や花壇の手入れ方法等の公園維持管理に関わる講習会を実施し、地域清掃活動のサポート体制の充実を図ります。
- 見通しを遮る樹木の撤去や植栽帯の再配置、老朽化等により維持管理コストが高い施設の更新等について検討します。

工事前



工事後



遊具の更新とあわせた植栽帯の見直し

〈地域有志の清掃活動〉

月の浦南公園では地域有志による清掃活動が行われています。地域住民主導による清掃活動は、大変な作業ではありますが、やりがいと地域へのより一層の愛着づくりの一役を担っています。今後は、月の浦南公園以外の公園においても積極的な活動の実施ができるような体制づくりを取り組みます。



地域ボランティア活動の様子

4-3 地域・民間事業者の自由な公園活用

指定管理者制度、設置管理許可制度等を活用して地域・民間事業者等と連携し、多種多様な地域コミュニティの活性化につながる花壇づくりやドッグラン、球技施設をはじめとした公園施設の設置・管理・運営を行い、より公園が楽しくなるような取り組みを行っていきます。

● 大野城いこいの森中央公園の指定管理

本市を代表するレクリエーション施設の総合公園では、市民サービスの向上のため、指定管理者による民間事業者のノウハウを活用した自主提案事業企画や効率的な施設の管理を行っています。



秋祭りの様子

● 若草運動公園の設置管理許可

平成 25（2013）年度に設置管理許可制度を用いて、街区公園の一部を市民が植物の成長を通じて自然に親しみ、植物等に関する体験・実技・講義等を行うための「教養施設（体験学習施設）」及び分区園として施設の活用を行っています。



菜園活動の様子

＜地域・民間事業者の対象候補＞

- ①地元区
- ②大野城市関連団体
 - 大野城市緑化推進協議会
 - 公益財団法人おおのじょう緑のトラスト協会
 - 一般社団法人大野城にぎわいづくり協議会
 - 指定管理業務の受注者
- ③その他
 - 民間企業 ほか

施策① 指定管理者制度

民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上や施設の管理運営の効率化を図るものです。本市では、都市公園法の規定に基づき大野城いこいの森において、指定管理者による管理運営が行われており、自主提案事業企画による、にぎわいづくりの創出がされています。

今後は、街区公園に指定管理者制度を導入し、更なる活用を図っていきます。

取組内容

- 指定管理者による施設の日常点検、清掃・除草等の公園管理を行なうとともに、市民ニーズの多様化に対応した公園利活用を進めます。
- 指定管理者に対して公園面積に応じた指定管理費を市より交付します。
- 複数の公園に指定管理者制度を導入することで、各公園に特色を持たせた公園づくりを進めます。



地域団体によるイベントの様子



指定管理者によるイベントの様子

<指定管理者によるメリット>

- 地域の特色をいかした多様な使い方ができます。
- 公園の自由度が広がります。
- 使用許可制度の手続きが簡略化されます。（P42 施策③参照）

<指定管理の活用例>

地域カフェ

ドッグラン

バスケット
コート

バーベ
キュー

施策② 設置管理許可制度

公園管理者以外の者に対して、都市公園法に基づき公園施設の設置・管理を許可できる制度です。設置管理許可を受けられる施設は、便益施設、教養施設、運動施設があり、本市では公園内に自動販売機の設置やトイレの設置を行っています。

今後、指定管理者等が公園のにぎわいづくりを目的に新たに施設を設ける場合は、本制度を活用していきます。

取組内容

- 公園内に便益施設、教育施設、運動施設の設置を許可して利活用を進めます。
- 許可期間は十分な管理及び効果の履行が確認できた場合は、最長10年間の許可を行い継続的な活用を図ります。



管理事務所の設置



トイレの設置

〈トイレの設置要件・負担区分〉

- 申請者は隣接者の同意を取ります。
- トイレは全ての公園利用者が使用します。
- トイレの仕様は水洗式とします。
- 申請者は維持管理ができなくなった場合、自ら撤去して原状復旧します。

内 容	市	申請者
給排水の整備	○	
トイレの設置		○
トイレの清掃・管理		○
給排水の使用料	○	

施策③ 公園使用許可制度と多種多様な利用目的

団体が公園を独占使用する場合に許可を受ける制度です。三兼池公園、仲畑中央公園、大池北公園、つつじヶ丘近隣公園は4地区コミュニティセンターで、その他公園は市公園街路課で受付を行っており、主に高齢者の健康増進やこどもたちのスポーツによる成長の場として公園の活用を図っています。

今後は、指定管理者や団体による利活用のイベントの開催等、柔軟な公園の利用ができるように進めていきます。

取組内容

- 指定管理者については、年間計画書の提出により、使用許可が不要となることから手続きが簡略化できます。
- 市が許可した利活用については、公園使用料の減免対象として利活用の促進を図ります。
- 市に火気使用許可計画書を提出し、公園使用者が消防署と協議を行ったうえで、市は火気を使ったイベントを許可します。



団体のマルシェの様子



〈キッチンカー出店等の活用〉

本市のキッチンカー等の出店は、市のみどりの広場や指定管理者のイベントにおいて、にぎわいづくりのために実施しています。今後は、小さな公園にも足を運びたいくなる飲食の提供や居心地よく滞在できる居場所づくりを図っていくために、指定管理者で出店者を募り、定期的な出店ができるような方策を検討していきます。



市イベントに出店するキッチンカーとピザ焼き体験の様子

4-4 公園の廃止・統合

公園は都市の緑やオープンスペースが多様な機能を有しており、貴重な資産として、その存続を図ることが必要とされています。都市公園においては、区域の全部又は一部について、みだりに廃止することがないよう都市公園法で規定されていますが、本市の公園においては、将来に渡って有効な活用の見込みがない公園について、公園区分の見直しを含めた廃止・統合の検討をしていきます。



利用されていない公園の状況と公園施設撤去の様子

〈近年の都市公園廃止状況〉

廃止公園	廃止理由	廃止後
曙公園	公益上特別の理由	大野城心のふるさと館
桑の本公園 栄町・雑餉隈緑地（連続 立体事業に伴う廃止）	廃止公園の代替 ・ 善一田古墳公園 ・ 御笠川緑地 ・ 宮ノ下公園	大野北保育所
元池公園	公益上特別の理由	更地

〈都市公園の廃止要件〉

- 都市公園法第16条の条件に合うこと。
- 都市公園を廃止しても各区に1か所以上の公園が配置されていること。
- 都市公園を廃止しても市民一人当たりの公園面積10㎡以上を確保できること。
- 都市公園を廃止しても市街地における市民一人当たりの公園面積5㎡以上を確保できること。
- 利活用実施中ではないこと。

施策① 公園の廃止・統合

本市の公園は、区画整理等の開発行為によって整備された公園や、遊び場が少ない地域の空き地等を利用して整備した児童の遊び場等があり、市民サービスの提供を行ってきました。

今後、周辺環境が変化して使われなくなった公園については、災害時の一時避難場所の機能等を総合的に判断し、考慮して廃止・統合を検討していきます。

取組内容

- 利用者がいない都市公園以外の告示されていない公園（未告示公園、児童の遊び場、神社境内）の維持管理費の削減のため、施設の廃止を検討します。
- 既存の市所有地への代替が可能な場合や区画整理等の開発行為で新たに公園が整備される場合は、使われていない同じ規模の都市公園の統廃合を検討して有効な利活用を図ります。
- 廃止を検討する公園については、地域住民や地元区と協議を行い、その地域が求める土地の有効な活用を図ります。



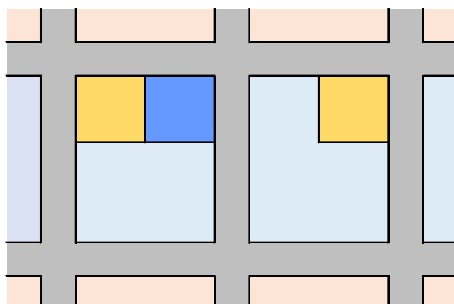
未告示公園の様子



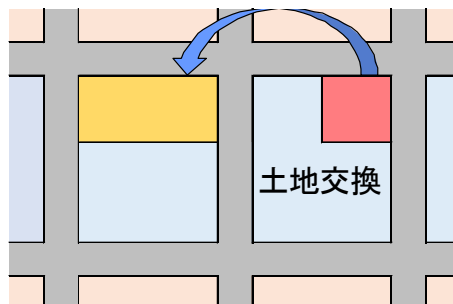
児童の遊び場の様子

<都市公園の統合サンプル図>

【現状】



【廃止・統合】



都市公園



市の土地



廃止公園

施策② 公園区分の見直し

本市の公園は、都市公園、児童の遊び場、告示されていない公園、神社境内の4分類に分けて地域と協力して管理運営を行っています。使われていない公園の一部には、都市公園の区分として遊具が公園整備時から一律に設置されています。

また、小さな都市公園の施設全体を菜園化・ゲートボール場等の特定利用のみに変更する場合や、災害時用に防災倉庫を設置する場合の公園目的外利用は、行政との協議・調整に時間を要するだけでなく実現も困難な状況です。

今後は、公園区分の見直しを行い、遊具を設置する箇所と設置しない箇所を明確にし、特色ある公園を目指すとともに、更なる利活用ができる公園区分の検討をしています。

取組内容

- 公園区分の見直しを行い、各公園の特色を整理した公園施設の再配置を行います。
- 都市公園内における施設全体の特定利用や、災害時の防災倉庫等の資材置き場として多様な活用ができる新たな公園区分を検討します。



通路として利用されている公園内にある滑り台の様子

＜公園区分の見直し例＞

- 公園利用状況に適した公園区分の見直し



- 更なる利活用に向けた新たな公園区分の検討



第5章 公園利活用に向けた合意形成



5-1 公園利活用に向けた流れ

施策の展開は、利活用の内容に応じて、市や地元区、地域と話し合いながら6段階のステップを経て実施していきます。対象は地域に根ざした公園であるため、地元区の住民から発案される利活用を優先して協議を進めることとします。

STEP1 利活用のチーム発足

公園をより使いやすくしたい、にぎわいをつくりたいと考えている地域住民、地元区、民間事業者等を利活用の発案者としてチームを発足します。

STEP2 市に相談する

発案者は利活用のイメージを市に相談します。市は利活用の施策とその実現までの流れの説明をします。

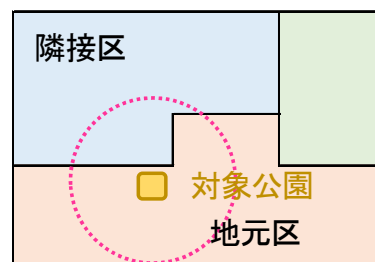
STEP3 地元区と話し合う

発案者は市と共に地元区に相談して、今後の公園の運営を話し合います。

STEP4 公園利用地域を決める

発案者と地元区、市の三者で話し合いを行い、公園利用地域を決定していきます。対象となる公園に関係する地域と公園利用者を含めた範囲を基に設定します。対象公園の誘致距離 250mを参考値とし、範囲内に隣接区が含まれる場合は、協議対象者に追加します。

<公園利用地域>



公園利用地域
250m圏域



STEP5

地域住民と話し合う

発案者は公園利用地域内の全住戸へ話し合いの参加を呼び掛けます。特に公園に隣接している住民の参加や意見は不可欠です。利活用の内容に応じては、公園利活用協議会を設置しワークショップを開催します。また、公園に関する専門知識を持ったアドバイザーを市から派遣することもできます。

<公園利活用協議会>

公園利活用の実現に向けて、公園利用地域の地元区、隣接区の関係者を中心に公園利活用協議会を発足します。こどもたちを含めた公園利用者、地域住民が目指す公園に向けた活発な意見交換と情報共有を行い公園利活用の検討を進めます。



STEP6

許可・協定の締結

ワークショップや話し合いで決めた内容を基に、発案者は市と許可・協定書を締結して利活用を開始します。

START

利活用の開始

発案者は利活用の状況を年度報告書にまとめて市に提出します。市は報告書を確認して更なる利活用を進めるアドバイスや協力を実施します。

GOAL

利活用の振り返り

● ワークショップ

計画段階から地域住民が中心となって課題やアイデアなどを出し合い、整備やその後の維持管理に住民が関わっていく、市民参加型の手法です。本市では、これまで公園再整備等において活用してきました。今後の利活用を進めていく中で実施していきます。



ワークショップ（会議・植樹・収穫祭）の様子

<ワークショップの活用例>

第1回目	意見
第2回目	現地見学
第3回目	意見取りまとめ
第4回目	イベント



計画時の意見の様子

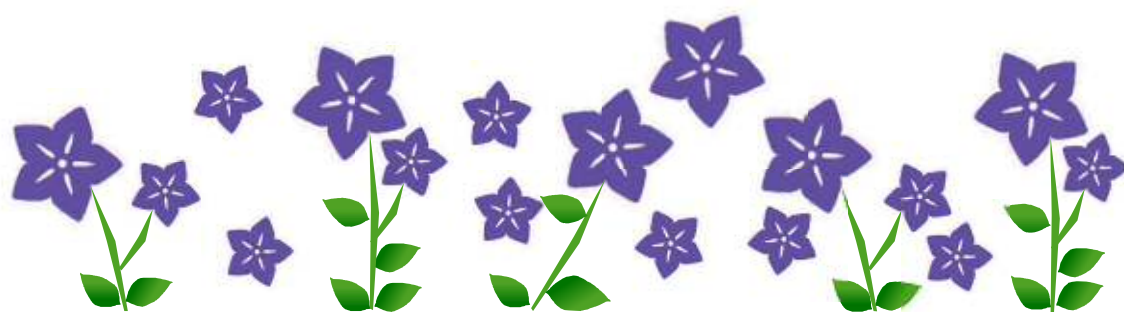
公園整備後の管理やイベント活用のイメージを持って意見を出し合います。

キキョウ 市の花

花 期 6月～9月

花言葉 誠実、変わらぬ愛





大野城市公園利活用基本計画

大野城市都市整備部公園街路課

〒816-8510 福岡県大野城市曙町 2-2-1

TEL 092-580-1869 (直通)

FAX 092-572-8432